

東海連盟の表彰に関する細則の制定について

東海連盟では、以下の様に内規で表彰規程を定め、リトルリーグへ貢献した者の功績を称え表彰することとしています。

しかし、ここ数年の連盟表彰の実績件数は、極めて少数であります。これは、該当者がいなかったわけではなく、連盟として啓発がされていなかったことと、現行の表彰規程が抽象的であり、表彰対象に該当するかの判断が難しいことが考えられます。

しかし、特に、これまで長年にわたり現場でリトル活動を支えてきた人や表舞台には立っていないが、裏でリトルリーグを支えてきた人など、役職、肩書だけの功績ではなく、実践の活動において、功績のあった真の功労者を称え表彰することは、リトルリーグの発展に大きく寄与するものと考えます。

このため、現行の表彰規程の細則を定め、併せて表彰の啓発を行うものであります。

記

現行の表彰規程（東海連盟内規）	細 則
第 4 条（表 彰） 表彰は次の通りです。	【第 3 項 表彰対象者(資格)関係】
1. 趣 旨 リトルリーグに貢献し、その功績を称える。	表彰対象者は、以下の規定を満たすものとする。 ① 第 3 項(1)(2)(3)の全ての条件を満たすこと。 ② (3)の解釈は、リトルリーグを退団する者への感謝的な表彰は不可。(活動継続が条件) ③ (4)の表彰の対象となる特別な功績の認定は、常任理事会において個別に審議し決定する。
2. 目 的 (1) 活動に対して他の団体指導者の模範となる。 (2) 表彰することにより団体、個人がより研鑽に勤める。	ただし、次の条件を満たすものは、常任理事会が決議した「特別な功績」と見なす。 I. (1)(2)の条件を満たしてからのリトルリーグの現場での実践的な活動期間が 20 年 を超える者で、功績のあったもの（指導者、審判員） II. (1)(2)の条件を満たしてからのリトルリーグの活動期間が 25 年 を超える者で、功績のあったもの（連盟、ブロック、リーグの役員）
3. 表彰対象者（資格） (1) ローカルリーグ、各ブロック、連盟に対する在籍者 (2) 子供が在籍しないこと。 (3) 永年にわたりリトルリーグ活動を継続していくこと。 (4) 特別な功績があると認められたもの。	
4. 決定方法 常任理事会に於いて決定する。	①毎年度の表彰者は、原則、 3名以内 とする。 ②決定順位は、次の要因順により決定する。 1)功績の内容の高いもの 2)活動年数の多いもの 3)年齢の高いもの
5. 推薦方法 リーグ会長およびブロック長、常任理事により推薦を受けること。	①別途、連盟事務局で推薦様式を定める。 ②当該年度の表彰に漏れた者で表彰資格を有する者の推薦書は、次年度に引き継ぐものとする。
6. その他 (1) 表彰状、記念品を授与する。 (2) 理事長が授与する。	・表彰は、原則、 毎年 1 回に限り 、連盟大会合同開会式において行う。